

北摂断酒連合会 申合せ『約束』事項

初版：平成 19 年 5 月 11 日配付
(作成；北摂連合会 高槻市断酒会 今西 完治)
最終改訂：平成 30 年 4 月 13 日
(改訂履歴は末尾に掲載)

平成 4 年北摂断酒協議会が発足、平成 9 年北摂断酒連合会となる。

北摂断酒連合会(以下、単に「連合会」と称し、他の連合会と明確に区別すべきときには「北摂連合会」と称する。又、役職等に冠する場合には「連合〇〇」という表現も使用する。)は大阪府断酒会(以下「府断」と称する。)の指導の下に地域断酒会(以下「各断酒会」と称する。)の活動をまとめて、理事会の決定事項を各断酒会に伝達徹底する。

連合会は行事予定及びその結果を府断理事会に報告するものとする。

上記のほか連合会を円滑に運営する為に、本申合せ『約束』事項に基づき、所要事項を連合会の役員会において協議し確認する。

【1】 毎月 1 回 連合会の役員会を開催する。

※ 場所：茨木市内の施設を原則とする。

※ 日時：毎月第二金曜日 PM7：00~PM9：00

【2】 連合会長を中心として運営。

※ 連合会長は一期 2 年とし各断酒会(以下、北摂連合会所属の 5 地域断酒会を「各断酒会」と称する。)の持ち廻りとする、但し、再任は妨げない。

【3】 連合会長が不在の時は連合会副会長が代行する。

※ 副会長が議事進行の責任者となり、協議し決定した事は会長が不在でも遵守する。

【4】 事務の報告、書記は原則として連合会事務局長がする。

※ 連合役員会の議題は連合会事務局長が作成するが、但し各断酒会より要請の事項が有れば、議題に盛り込む事。

【5】 出納、収支報告は連合会会計がする。

※ 毎年度末に収支決算報告をする事。

【6】 連合会会費

※ 島本断酒会： 5,000円

※ 高槻市断酒会： 10,000円

※ 茨木市断酒会： 10,000円

※ 摂津市断酒会： 5,000円

※ 吹田市断酒会： 10,000円 とする。

但し、連合会会費が不足し、運営が困難になった時は補正予算を組むこととし、拠出金額は連合会役員会で別途決める。

【7】 司会は5断酒会の持ち廻りとする。

① 北摂断酒連合会役員会は5地域断酒会の役員で構成する

5地域断酒会とは島本断酒会・高槻市断酒会・茨木市断酒会・吹田市断酒会・摂津市断酒会である。

連合会本部

北摂断酒連合会会長の所在地に置く

但し、連合会長が指名した住所に本部（何々方）を変更できる。

役員会参加資格を以下とする

役員会の参加資格＝各断酒会の会長、副会長、事務局長、支部長及び本部事務の担当で各断酒会の会長が推薦し、連合会役員会で認められた者とする。支部長が参加出来ないときは代理人として当該支部の副支部長の参加を認める。

付帯事項

ソフトボール部の監督に役員会への参加資格が無い人がなった場合、役員会での『報告の義務』はあるが、ソフトボールに関する事以外の発言は認められていない。

② 連合会長は府断の理事の中から選出される。

任期は2年（再任は妨げない）とし、途中交代(但し、他の府断理事の中から選出する。)は可とする。

③ 副会長の選出・事務局長・事務局次長・会計・企画事業部長及び監事の選出

副会長を1名以上とし、事務局長1名、事務局次長1名以上、会計1名、企画事業部長1名及び監事1名以上を役員会にて選出。

（事務局次長は事務局長を補佐するほか、定められた事項を担当する。企画事業部長は連合会を構成する地域断酒会間の連携を強化し、連合会の事業・文化事業の円滑な運営、新事業の提案・企画、事業内容の再検討などを担当する。監事は財産状況及び業務執行状況の監査を行う。）

任期は2年（再任は妨げない）とする。但し途中交代は可とする。

④ 文化部長（ソフトボール部監督）の選出

連合会ソフトボール部の部会（ミーティング）で選出、他に助監督・会計・事務局を1名ずつ選出。任期は随意とするが監督（連合文化部長）は連合会の役員会で承認を得る。

また、文化部長を補佐する文化部次長1名以上を選出し、同じく連合会の役員会で承認を得る。

⑤ 府断理事候補者の選出

連合会より2名以内の理事候補者を選出し、理事会へ報告する。

当該理事候補者は府断理事会で審議され、理事候補者としての承認後に、直近の社員総会の決議によって選任される。理事の任期は2年間。

理事候補者の選出は、連合役員会で協議し、決定する。

⑥ 運営諮問委員の選出

- ・ 会員数に応じて各連合会に割り当てられた人員数を選出
- ・ 運営諮問委員会に出席し、理事会に意見を述べる事が出来る。

⑦ 近畿ブロック断酒学校の運営委員の選出

府断要請の人員数を選出

⑧『かがり火・なにわ』配送先の役員の選出

担当者（連合役員会で選出）は各断酒会へ配布の事

⑨ その他、府断・北摂連合役員会の要請時の委員の選出

⑩ 連合役員会等行事の運営に係る費用の請求について

連合役員会、一日研修会、役員一日勉強会、その他の北摂連合行事の運営に係る費用については連合会会計に請求できる。

⑪ 「北摂断酒連合会家族懇談会」の開催

- ・「北摂断酒連合会家族懇談会」を毎偶月に開催する。
- ・会場予約は、連合会が行い、会場費は連合会会計から支出する。
但し、会場費の支出は連合会会計の収支状況を勘案して決定する。
- ・運営は家族会が行う。

⑫ 北摂断酒連合会家族会

- ・北摂断酒連合会家族会が平成 24 年 2 月に発足した。
- ・当該家族会の構成員は北摂連合各断酒会会員の家族及び賛助会員とする。
- ・連合会及び同家族会は、両組織全体の活性化のために連携、協力し、連合会は人的及び費用面で同家族会の運営に必要な支援を行う

⑬ 北摂断酒連合会アルコール教室

- ・北摂断酒連合会アルコール教室が平成 24 年 10 月に発足した。
- ・毎月第三金曜日に開催し、1 シリーズ 8 回の講義とし、平成 26 年 1 月に 2 シリーズ計 16 回の講義が終了した。
- ・受付及び会計は連合家族会が担当し、連合会は会場予約、設営等運営に必要な支援を行こととした。
- ・講師謝礼等必要経費の支出については、連合役員会と連合家族会とが協議して決定することとした。

⑭ 「入会申込書・退会届・会費納入者名簿」の連合会長への提出

- ・各断酒会は入会申込書、退会届及び会費納入者名簿を作成し、連合会長へ提出する。連合会長は大阪府断酒会へ回付する。

⑮ 近畿ブロック断酒学校参加者(家族)に対する助成金の支出

- ・近畿ブロック断酒学校への家族の参加を奨励するために、家族の参加を勧奨するために助成金を支出する。
- ・助成金の支出について、参加状況、連合会会計の収支状況を勘案して決定する。

⑯ 北摂断酒連合会内断酒会間の会員移籍について

- ・連合会内の断酒会間で会員が移籍する場合、移籍前の断酒会の会長は事前に連合役員会において移籍に至る経緯・理由を説明し、移籍後の本人の断酒会活動がスムーズにいくよう配慮することとする。
- ・役員会の出席者は、移籍の経緯及び理由に関し個人情報に係る事項については、当日の役員会限りとし、口外することのないよう配慮することとする。

⑰ 越境入会（居住する地域以外の断酒会への入会）への対応について

- ・大阪府断酒会施行規程（第2条第3項）において、会員は原則として居住する地域の断酒会に所属するものとし、事情により地断代表間の了解調整の上、理事会の承認を得て、これを変えることができることになっている。
事情により北摂断酒連合会内の断酒会間の越境入会を希望する者がある場合は、当該申出を受けた断酒会の会長は、居住地の断酒会の会長と了解調整するとともに入会手続き前に連合役員会においてその旨を説明することとする。
- ・⑯と同様、個人情報に係る事項については当日の役員会限りとし、口外することのないよう配慮することとする。

北摂断酒連合会の事業・文化事業

事業

北摂断酒連合会一日研修会の実施

年1回（一日研修会は8月第一日曜日、参加費は1,300円〈役員会で決定〉）

運営方法及び開催会場

運営は連合会の主催行事として、各断酒会が共同で行なう。

開催会場は島本町ふれあいセンターを第一候補とする。当該施設が確保できない場合は北摂地域で他の会場を確保する。

接待（お茶・コーヒー等）は原則的にはしない。

北摂断酒連合会一日勉強会の実施

会員及び家族が断酒継続及び所属断酒会の活動の向上に資する情報等を習得するために、例会又は一日研修会とは別に勉強会を実施する。

- ・ 学習テーマ

大阪府断酒会が毎年度開催する「地域断酒会一日勉強会」のテーマを参考に連合役員会で協議して決定する。そのテーマは参加予定者に事前に通知する。

- ・ 開催時期及び参加費年1回、1月末～3月上旬、参加費は1,300円(事前に役員会で決定)とする。

- ・ 運営方法及び開催会場

一日研修会と同様とする。

- ・ 参加対象者

各断酒会の役員、アメシスト、家族（準会員及び賛助会員）、断酒会運営に携わっている会員及びテーマとなっている学習内容の習得に意欲があり、所属の支部長が推薦する会員

文化事業

北摂断酒連合会ソフトボール部の創設

ソフトボール部活動ほかの文化事業、レクリエーション、ボランティア活動を行う。

ソフトボール部会則（平成14年3月1日第一回会合で制定）

会則＝8～10ページに掲載（平成26年7月11日最終改訂）

部費（ソフトボール部員のみを徴収対象とし、金額については部会において決定し、連合役員会の承認を受ける。）

運用＝ソフトボール部活動・文化事業・レクリエーションに運用する。

徴収方法＝各断酒会の支部長が集め、連合役員会で会計に渡す、出来るだけ速やかに会計に納入の事。

レクリエーション

ソフトボール部主催の焼肉親睦会の実施

ソフトボール部主催（費用の一部を負担）で行う。

参加は北摂連合会の会員・家族なら誰でも参加できる（但し、飲酒者は不可）その他、監督が認めた者。

ソフトボール部の活動方針

文化事業としての北摂断酒連合会ソフトボール部活動の実施

部活動ほかの文化事業、レクリエーション、ボランティア活動を行う。

文化部が主体となって実施するレクリエーションやボランティア活動等にソフトボール部員は積極的に関わっていく。

北摂断酒連合会ソフトボール部の運営（5断酒会参加）

大阪府断酒会親睦ソフトボール大会への参加（5月頃）

近畿ブロック大会の予選への参加（11月～12月上旬）

近畿ブロック大会への参加（但し、予選通過した時）

助成金＝大阪府断酒会親睦ソフトボール大会参加時 5,000円、近畿ブロック予選大会参加時 5,000円、同大会予選通過時 10,000円を支出する。

不足分はソフトボール部の会費より補填する。

各大会参加時の乗合せ車の経費を連合会会計で負担する。

高石市鴨公園グラウンド：5,000円/台

久宝寺グラウンド：3,000円/台

北摂断酒連合会文化部ソフトボール部会則

平成 14 年 3 月 1 日 第一回会合（部会）にて制定

平成 23 年 7 月 8 日改訂

平成 23 年 9 月 9 日改訂

平成 23 年 11 月 11 日改訂

平成 24 年 1 月 13 日改訂

平成 26 年 5 月 9 日改訂

平成 26 年 7 月 11 日改訂

1. 主旨

ソフトボールの活動を通じ、相互により良き人間関係を築き、心と体を鍛え、今後の断酒継続の糧とする。

サブテーマ

未だ断酒会に入会していない人（酒害者本人とその家族）に積極的に働きかけ、そしてソフトボールの練習・レクリエーション等の行事に来ていただき、その活動の中で仲間の大切さ、断酒会の良さを理解して貰い、断酒会入会への雰囲気作りをする。

2. 会則の必要性（理由）

- 1) 断酒会内では、ソフトボールは単なるレクリエーションという位置付であった。
- 2) 最近の傾向として、各断酒会内でソフトボールの活動も断酒例会同様（例会の一部）に断酒継続の重要な役割を担っている認識されつつある。
- 3) 日々の例会出席は難しいが、ソフトボール・レクリエーションなど日曜日の活動にしか、参加しづらい断酒会員もいる。その様な人達を断酒会から離れさせない。但し、ソフトボールをし、例会出席しなくて良いという訳ではない。
※ 例会出席もしないのに、ソフトボールだけ参加しているのはおかしいという考え方がある。
- 4) 名称を次の通りとする
ソフトボールの活動（部活）
ソフトボールの会合（部会）

(1) 部員資格

- ① 北摂断酒連合会の会員及びその家族

(2) 入部・退部の手続き

入部しようとする者は、「北摂断酒連合会文化部ソフトボール部への入部申込書」（書式 SB-1）を所属断酒会会長を通じ文化部長（ソフトボール部監督）へ提出するものとする。

また、退部しようとする者は、直接ソフトボール部監督に届け出るとともに、その旨を所属断酒会会長へ速やかに報告するものとする。

(3) 参加資格

- ① 北摂断酒連合会の会員とその家族は誰でも参加出来る。
- ② 朋友断酒会の会員とその家族でもソフト・レクリエーション等に参加出来る。
※ 連合会長、又は監督の許可を得る。
- ③ 入院中の人（病院の先生の許可を要す。）
- ④ 他、自助グループ、未だ断酒会に入会していない人
※ 連合会長、又は監督の許可を得る。
- ⑤ 酒気を帯びた人の参加は不可とする。

(4) 部員名簿の作成

部費の徴収管理、傷害保険付保の確認及び部員相互連絡のため部員名簿を作成する。この名簿は前述の用途に限定するものとし、部外への公開はしない。

(5) ソフトボール部会

- ① 部会にはソフトボール部員以外に、北摂連合会の会員とその家族も必要に応じて参加出来る。
- ② 部会は年2回実施、上半期・下半期各1回とする。
- ③ 監督の要請があった場合。
- ④ 酒気を帯びた人の参加は不可とする。

(6) ソフトボール部の運営費（原資）

- ① 部費（ソフト部員）＋ 北摂断酒連合会の助成金で運営する。
- ② 献金も受ける。

(7) 部費

部費は年額一律 500 円とし、翌年度分を各地域断酒会にて会計年度終了月(3月)の役員会迄に徴収し、ソフトボール部会計に納付する。
なお、年度途中での入部の場合、当年度分として部費 500 円を徴収する。
また、年度途中での退部の場合、当該部員の既納部費は返却しない。

(8) 助成金

連合会会計から支出する。

- ① 大阪府断酒会親睦ソフトボール大会 5,000 円
- ② 近畿ブロックソフトボール予選大会 5,000 円
- ③ 近畿ブロック予選大会通過時 10,000 円

(9) 部費の運用

- 1) 道具の購入
- 2) グラウンド使用料
- 3) 交通費・見舞金

- 4) 飲料水等
- 5) レクリエーション等の助成

(10) 見舞金

- 1) ソフトボールの活動中の怪我を対象とする。
- 2) 金額=3,000円とする(部会費より拠出)。
- 3) 監督、事務局で決める。
- 4) 会計に請求して監督が本人に渡す。

(11) スポーツ保険

- 1) 部員は各自で傷害保険に加入する。加入するか否かは各自で決める。
- 2) 府断ソフトボール以外のソフトボールの活動中の怪我の補償は出来ない。
- 3) 怪我は各自で処理の事。
- 4) その他、何かあればソフトボール部会で決める。

(12) 附加事項

- 1) レクリエーション(年1回は実施する、親睦焼肉大会。ミカン狩等)。
- 2) ユニホーム
 - * 連合ソフトボール部で30着注文し作った。
 - * ユニホームの費用は個人持ちとする。
 - * 部会を離れるときはユニホームを部会に返却する事。
 - * 返却時のユニホーム代はその都度話し合いで決める。
 - * 帽子は各自で購入する。ソフトボール部で用意あり。
- 3) グラブに関しては各自で準備(個人持ち)する。
- 4) グラウンド申込方法
 - * 高槻市断酒会が主導
 - * オーパスで申し込み(費用に関しては部費にて)
 - * 連合ソフトボールの活動費用はソフトボール部費より拠出する。
 - * 連合ソフトボール以外の活動の費用は個人持ちとする。

(13) 会則変更に関する事

- 1) ソフトボール部会で話し合い決定をする。
- 2) 決定事項は連合役員会で報告の事。

平成 19 年 9 月 14 日
北摂断酒連合会役員会にて制定
平成 21 年 3 月 14 日改訂
平成 23 年 7 月 8 日改訂

「北摂断酒連合会一日研修会」実施要領細則

一日研修会の実施に際して留意する事項について、役員会において協議した結果、下記のとおり決定した。下記以外の事項については、北摂断酒連合会申合せ『約束』事項に則って実施するものとする。

記

- 1 医療及び行政機関への参加要請
新阿武山病院、同クリニック及び開催会場の所在地を所管する保健所、市役所等に対し、開催の案内をするに留め、何度も出席を確認する等の参加を強要するような言動は慎む。
- 2 参加費
会場使用料、会場設営費、資料作成費等の運営費用、コーヒー・給茶サービス及び昼食時の弁当・お茶代に充てるため参加者から参加費を徴収する。
- 3 医療スタッフ等の昼食代の負担
連合役員会の決定に委ねる。
- 4 開催会場及び開催時間
開催会場は「島本町ふれあいセンター」を第一候補とする。当該施設が確保できない場合は北摂地域で他の会場を確保する。
やむを得ざる事情がある場合においては、開催時間（通常は 10 時～16 時）の変更について考慮する。
- 5 研修会の内容
 - (1) 研修内容
研修の効果、参加者の要望（招聘講師による講演等）等を考慮して、役員会において事前に協議、検討することとする。
 - (2) 会場設営用備品
研修会会場に設営する備品については連合事務局において保管する。

設 営 用 備 品 一 覧

品 目	数 量
連 合 旗	1 枚
横 断 幕	1 枚
出席証明用ゴム印	1 個

以 上

平成 19 年 9 月 14 日
北摂断酒連合会役員会にて制定
平成 28 年 3 月 11 日改訂

「北摂断酒連合会印」取扱要領

北摂断酒連合会（以下「連合会」という。）において使用する印章については次のとおり取り扱うこととする。

（目的）

- 1 連合会名で発信する文書に押捺するため、北摂断酒連合会印（以下「連合会印」と称する。）を作製する。

（印章の材質、印鑑の形状及び文字）

- 2 印章の材質はつげとする。
印鑑の形状は縦の長さ 21mm、横の長さ 21mm の正方形とし、刻印する文字は“北摂断酒連合会之印”の 9 文字とする。

（連合会印を押捺する文書）

- 3 昨今の発信文書における印鑑押捺省略の傾向に倣い、連合会においても会員または朋友断酒会宛もしくは月例の通知文等への印鑑押捺は省略するものとし、連合会印を押捺する文書は、一日研修会参加費領収書及び役所等へ提出する公式文書に限定するものとする。

（印章の保管及び印鑑押捺）

- 4 印章は連合会長が責任を持って保管するものとし、発信文書への印鑑押捺は連合会長が行なうものとする。但し、連合会長の指示により、他の連合会役員が印鑑押捺を代行することができるものとする。

以 上

平成 19 年 9 月 14 日
北摂断酒連合会役員会にて制定
平成 23 年 7 月 8 日改訂
平成 28 年 3 月 11 日改訂
平成 28 年 11 月 11 日改訂
平成 29 年 6 月 9 日改訂
平成 30 年 4 月 13 日改訂

「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領

北摂断酒連合会において作成する役員名簿（以下「役員名簿」という。）については次のとおり取り扱うこととする。

（目的及び用途）

- 1 北摂断酒連合会所属の各地域断酒会（以下「各断酒会」という。）の役員間相互の連絡及び北摂断酒連合会役員会及び北摂連合会一日勉強会の出席確認等の便宜を図るために役員名簿を作成する。

（掲載基準）

- 2 役員名簿には以下の役員の役職名、氏名、住所、電話番号を掲載する。
 - （1）連合会役員
 - （2）各断酒会の会則に基づき選出された役員及び各断酒会の支部責任者
 - （3）連合会家族会の役員

（役員名簿の作成及び更新）

- 3 各酒会は毎年定時総会において選出された役員の名簿を連合会事務局長宛に提出するものとし、連合会事務局長は、その名簿に基づき、新年度の役員名簿を作成する。また、各断酒会において事業年度の期中に役員の交代があったときは、その都度連合会事務局長宛に報告するものとし、連合会事務局長は役員名簿を更新して、必要の都度配付する。

（役員名簿の配付及び部外配付の禁止）

- 4 1に定める（目的及び用途）に鑑み、役員名簿の配付は連合会役員会への出席者に限定するものとし、部外者への本書及びコピーの配付は一切禁止する。

（役員名簿の保管及び回収）

- 5 配布された役員名簿は、各自責任をもって保管することとし、更新時又は連合会役員会への出席をしなくなった場合は、速やかに連合会事務局長宛に返却するものとする。

以 上

【改訂の履歴】

- 1 平成 19 年 5 月 11 日配付：北摂断酒連合会申合せ『約束』事項の初版配付。
- 2 平成 19 年 6 月 8 日改訂：評議員数について理事の人員数を上限とすることが同年 5 月 23 日の府断理事会で確認されたため、該当箇所を改訂。
- 3 平成 19 年 9 月 14 日制定：「北摂断酒連合会一日研修会」実施要領細則
- 4 同 日 制定：「公印」取扱要領
- 5 同 日 制定：「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領
- 6 平成 20 年 2 月 8 日改訂：平成 20 年 4 月から北摂断酒連合会の昼例会が高槻市断酒会の昼例会として引き継がれることとなったため該当箇所を削除。
- 7 平成 20 年 4 月 11 日改訂：ティアーズ『アメシスト例会』の例会時の茶果等の費用に充てるため助成金を支出すること、責任者等が役員会に参加出来るよう協力、支援していくこととした。
- 8 平成 20 年 7 月 11 日改訂：ティアーズ『アメシスト例会』について平成 20 年 9 月から第一、第四金曜日の月 2 回開催することとした。
- 9 平成 20 年 10 月 10 日改訂：同例会について、他の行事との開催時間が重複するため、平成 20 年 11 月から第二、第四金曜日の月 2 回開催することとした。
- 10 平成 20 年 11 月 14 日改訂：役員会参加資格に「本部事務の担当で各断酒会の会長が推薦する者」が追加された。
- 11 平成 21 年 3 月 14 日改訂：役員会の開催場所を実態に合わせて、茨木市市民会館（又はこれ以外の茨木市内の施設を原則とする。）とした。
- 12 同 日 改訂：「昼例会」の記述が残っていた箇所を削除。
- 13 同 日 改訂：「北摂断酒連合会一日研修会」実施要領細則の設営用備品引き継ぎ一覧について実態に合わせて。
- 14 平成 21 年 4 月 10 日改訂：ティアーズ『アメシスト例会』が平成 20 年 9 月より月 2 回開催となったことに伴い運営費用負担も増加しており、ティアーズへの助成金を 5,000 円から 7,000 円へと増額した。
- 15 平成 21 年 5 月 8 日改訂：北摂断酒連合会一日研修会の参加費を、運営費用の増加やその他連合会活動費用を考慮して 1,000 円から 1,200 円に増額した。参加費については今後も随時再検討し、役員会決定事項とした。

- 16 平成 21 年 8 月 14 日改訂：北摂断酒連合会一日研修会の日程を、大阪府断酒会の他行事との日程調整を考慮し、8 月第一日曜日で固定するものとした。実施場所は日程を優先し、担当地域断酒会の地域に限定せず開催し運営に関しては担当断酒会とするものとした。
- 17 平成 21 年 10 月 9 日改訂：企画事業部の選出。大阪府断酒会や地域断酒会間の連携強化を図るため連合会行事等の事業内容を拡充してきたが、それに伴い事務局の事務量が増えかつその業務内容が多様化してきたため新設したもの。副会長・事務局長・会計と併せて役員会にて 1 名以上選出するものとした。
- 18 平成 22 年 10 月 8 日改訂：北摂断酒連合会家族会へ助成金の支出。北摂断酒連合会家族会に助成金を支出しその活動の原資にする。金額は家族会を開催する会場費や接待費で年間 30,000 円。
- 19 平成 23 年 6 月 10 日改訂：北摂断酒連合会一日研修会運営の変更。各断酒会の“持ち回り制”で実施してきた一日研修会について、平成 24 年度から“北摂断酒連合会全体”で実施することとした。これに伴い、「北摂断酒連合会一日研修会」実施要領細則を改訂した。
- 20 平成 23 年 7 月 8 日及び：平成 23 年度から一部役職を新設したことによる
同年 8 月 12 日改訂 役員の変更に伴う
(新設した役職)
事務局次長、企画事業部長、監事、文化部次長
- 21 平成 23 年 7 月 8 日改訂：評議員の選出。会員数に応じて各連合会に割り当てられた人員数を選出することとした。
- 22 平成 23 年 7 月 8 日及び：ソフトボール部会則に定める部費の変更。
同年 9 月 9 日改訂 徴収対象を部員のみとし、平成 23 年 6 月分から月 200 円とした。
- 23 平成 23 年 7 月 8 日改訂：研修会運営に伴う「北摂断酒連合会一日研修会」実施要領細則の改訂。平成 24 年度から実施することとした。
- 24 平成 23 年 7 月 8 日改訂：「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領の改訂。名簿配布対象者を連合役員会への出席者に限定するものとした。
- 25 平成 23 年 8 月 12 日改訂：ティアーズに関する条項の削除。
「付帯事項」、「ティアーズ『アメシスト例会』の責任者(世話人)の選出」、「北摂断酒連合会の事業・文化事業 ティアーズ(アメシスト例会)の

運営」の3箇所

北摂断酒連合会アメシスト例会を発展的に解消し、平成23年4月から高槻市断酒会アメシスト例会としてスタートするのに伴い、ティアーズ関連条項の記載を削除した。併せて、「付帯事項」削除箇所以降の記述（ソフトボール部関連）について文章表現を一部修正した。

- 26 平成23年10月14日改訂：「文化事業 北摂断酒連合会ソフトボール部の創設」におけるソフトボール部の部費に関する事項の変更。
金額については当該部会において決定し、連合会役員会の承認を受けることとした。
- 27 平成23年11月11日改訂：「北摂断酒連合会ソフトボール部会則」における入部・退部手続きに関する事項の制定。入部又は退部しようとする者は監督に直接申し出るものとした。
- 28 平成24年1月13日改訂：「北摂断酒連合会ソフトボール部会則」における入退部時の部費徴収に関する事項の制定。入退部を申し出た当月分からまたは当月分までの部費を徴収することとした。
- 29 平成24年3月9日改訂：「北摂断酒連合会家族の集い」を「北摂断酒連合会家族懇談会」に呼称変更した。また、同懇談会の実施回数を年数回とした。
- 30 平成24年3月9日改訂：「北摂断酒連合会一日研修会」及び「北摂断酒連合会役員一日勉強会」の参加費をともに1,300円とした。
- 31 平成25年3月8日改訂：「北摂断酒連合会家族懇談会」の開催時期を毎奇数月とした。
- 32 平成25年3月8日改訂：「北摂断酒連合会家族会」が平成24年2月に発足した。当該家族会の構成員は北摂連合各断酒会の家族とし、連合会は人的及び費用面で運営に必要な支援を行うこととした。
- 33 平成25年3月8日改訂：「北摂断酒連合会アルコール教室」が平成24年10月に発足した。
毎月第三金曜日に開催し、1シリーズ8回を2年間に互り3シリーズ繰り返す。受付及び会計は連合家族会が担当し、連合会は運営に必要な支援を行う。必要経費の支出については連合役員会と連合家族会とが協議して決定することとした。

- 34 平成 25 年 3 月 8 日改訂：連合会内の会員動向の把握、的確な事務処理の確認のために、各断酒会は入会申込書、退会届、会費納入者名簿について作成の都度、連合会長へ提出することとし、連合会長は各書類を確認の上、大阪府断酒会へ回付することとした。
- 35 平成 25 年 10 月 11 日改訂：近畿ブロック断酒学校への家族の参加を勧奨するため、家族の参加者に対して助成金を支出することとした。
- 36 平成 26 年 2 月 14 日改訂：北摂断酒連合会家族懇談会に関する記述について、申合せ事項の作成等実態に即して改訂した。
- 37 平成 26 年 2 月 14 日改訂：北摂断酒連合会アルコール教室についての記述を実態に即して改訂した。
- 38 平成 26 年 2 月 14 日改訂：北摂断酒連合会内の断酒会間において会員の移籍がある場合、事前に連合役員会の了解を得ることとする手続きを取り決めた。
- 39 平成 26 年 3 月 14 日改訂：近畿ブロック断酒学校への家族参加者に対する助成金の支出は、参加状況、連合会計の収支状況を勘案して決定することとした。
- 40 平成 26 年 5 月 9 日改訂：文化事業の内容を明確にし、それに伴いソフトボール部の活動方針の内容を変更した。大会参加時の乗合せ車の経費を連合会計で負担することとした。また、「北摂断酒連合会ソフトボール部会則」を「北摂断酒連合会文化部ソフトボール部会則」と改め、入部・退部の手続きを変更し、部員名簿を作成することとし、部費を年額 500 円とする事とする改定を行った。
- 41 平成 26 年 7 月 11 日改訂：北摂連合会内において、事情により居住する地域以外の断酒会への入会を希望する者がある場合の対応について取り決めをした。
- 42 平成 26 年 7 月 11 日改訂：ソフトボール部会則において、部費が一律 500 円であること、翌年度分を前納すること、年度途中の入部について部費 500 円を徴収することを取り決めた。この改訂に伴い、文化事業本文に記載のソフトボール部会則の最終改訂日を変更した。
- 43 平成 27 年 6 月 12 日改訂：北摂断酒連合会及び同役員会の位置付けについて大阪府断酒会定款に沿った表現に内容を改訂した。
- 44 平成 27 年 6 月 12 日改訂：連合役員会への参加資格について表現を改めた。
- 45 平成 27 年 6 月 12 日改訂：連合会長の選出について、府断代議員制度に廃止

に伴い該当箇所を削除し、府断定款に沿った表現に改めた。

- 46 平成 27 年 6 月 12 日改訂：府断理事候補者の選出について内容を改訂した。府断定款に沿って理事選任までの流れを説明した。
- 47 平成 27 年 6 月 12 日改訂：評議員が運営諮問委員に名称変更されること及び府断施行規程に定められた「運営諮問委員」の役割を記載した。なお、この項については平成 27 年 6 月 18 日の府断第 2 回社員総会以降有効となる。
- 48 平成 27 年 6 月 12 日改訂：近畿ブロック断酒学校の運営委員の選出について内容を改訂した。
- 49 平成 27 年 6 月 12 日改訂：「交通費及び諸費用の請求」について、各委員会等出席時の交通費が府断で実費精算されることとなったことに伴い内容を改訂した。
- 50 平成 27 年 6 月 12 日改訂：「入会申込書・退会届・会費納入者名簿」の連合会長への提出について改訂し、連合会長は受領した書類の内容確認は行わずに府断へ回付するとした。
- 51 平成 27 年 6 月 12 日改訂：越境入会（居住する地域以外への入会）への対応について、連合役員会での了解だけでなく、府断施行規程に定められた手順（居住地の断酒会と受入れの断酒会の会長間の了解調整）を追記した。
- 52 平成 28 年 3 月 11 日改訂：連合会会費について、摂津市断酒会の会費を 5,000 円とすることとした。
- 53 平成 28 年 3 月 11 日改訂：「北摂断酒連合会家族懇談会」の開催について、開催月、会場予約、会場費負担等について実態に即して改訂した。
- 54 平成 28 年 3 月 11 日改訂：北摂断酒連合会家族会について、会員の構成員等実態に即して改訂した。
- 55 平成 28 年 3 月 11 日改訂：北摂断酒連合会内断酒会間の会員移籍について、「役員会の了解を得る」を「配慮する」に改訂した。
- 56 平成 28 年 3 月 11 日改訂：越境入会（居住する地域以外の断酒会への入会）への対応について、大阪府断酒会施行規程に沿って内容を改訂した。「説明し、役員会の了解を得る」を「説明する」に改訂した。
- 57 平成 28 年 3 月 11 日改訂：「公印」は厳密には、官公署の印もしくは登録された印鑑を指すことから、「北摂断酒連合会印」

に修正した。

- 58 平成 28 年 3 月 11 日改訂：「北摂断酒連合会役員名簿」について、大阪府断酒会代議員制度の廃止、評議員から運営諮問委員への呼称変更及び大阪府断酒会・全日本断酒連盟役員への就任状況等に対応して内容を改訂した。
- 59 平成 28 年 11 月 11 日改訂：北摂断酒連合会の事業・文化事業 事業「北摂連合会役員一日勉強会」を「北摂連合会一日勉強会」に名称変更した。趣旨、学習テーマ及び参加対象者を追記した。
- 60 平成 28 年 11 月 11 日改訂：「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領について、「北摂断酒連合会役員一日勉強会」を「北摂断酒連合会勉強会」に変更した。
- 61 平成 29 年 4 月 14 日改訂：連合会役員会の開催場所について、「茨木市市民会館」を「茨木市福祉文化会館」に変更する。
- 62 平成 29 年 6 月 9 日改訂：平成 29 年 5 月 30 日改正個人情報保護法の全面施行に伴い「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領について、役員名簿の保管及び回収取扱いを明確にした。
- 63 平成 29 年 6 月 9 日改訂その 2：「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領第 2 項掲載基準のうち（3）及び（4）について、当該名簿作成の目的及び用途に照らし削除した。
- 64 平成 29 年 11 月 10 日改訂：連合会役員会の開催場所について、施設名を特定せずに茨木市内の施設を原則とするに変更した。
- 65 平成 30 年 4 月 13 日改訂：「北摂断酒連合会役員名簿」取扱要領 2 掲載基準について、連合会役員を追加し、大阪府断酒会家族会幹事を削除した。